入札説明書

制限付一般競争入札（事後審査型）案件における説明事項を次のとおり掲載する。

令和8年10月16日

入札案件情報	
案件名称	建設局事業所物品運搬業務委託
案件概要	本市の指定する搬出場所から搬入場所へ物品を運搬する業務である。
履行または納入場所	本市指定場所
入札参加資格	
登録種目	03 運搬請負 01 運搬・保管
必要な許認可（登録）等及びその他	(1)「貨物自動車運送事業法」（平成元年法律第83号）第３条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を有していること
仕様書等に対する質問への回答方法	
回答日	令和8年10月30日 午前10時00分 ～契約締結日まで
掲載方法	質問への回答日に本案件に関する大阪市調達・契約システムの「仕様書（設計図書）質問回答」欄において掲載する。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書提出期間までに内容を確認すること。
入札参加資格審査提出資料等	
審査資料等提出日時	開札日～開札日の翌開庁日午後5時30分
審査資料等添付先	本ファイルの別紙「提出資料について」のとおり
審査資料等提出方法	大阪市調達・契約システムに添付する方法により提出すること。
その他	なし

（入札執行担当：建設局総務部経理課）

提出資料について

※いずれの書類も受任者の設定がある場合は受任者名で提出してください。

開札後に提出するもの（入札参加資格審査資料等）

	提出書類	提出時期	様式・説明等
①	資本関係・人的関係等に関する調書 （様式1）	開札日～開札日の翌開庁日 午後5時30分 ※指示があった場合 指示日～指示日の翌開庁日 午後5時30分	・本ファイル添付の様式1を使用すること
②	事業協同組合で参加の場合、組合員名簿 （開札日現在の組合員がわかるもの）		・任意の様式
③	誓約書（大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書） （様式2）		・本ファイル添付の様式2を両面印刷し提出すること ・受任者設定の有無に関わらず、代表者の氏名（フリガナ）、生年月日を記入すること
④	入札参加資格審査申請書（様式3） **※入札説明書にて入札参加資格を求めている場合のみ**		・本ファイル添付の様式を使用すること ・審査資料（許認可証の写し、履行実績に係る契約書の写し、雇用関係確認書類※1 等）が指定されている場合は、併せて提出すること

※1　雇用関係の確認については、次のうちいずれかの書類の写しを提出すること。

（1）有効期間内の健康保険被保険者証 （記号、番号、保険者番号、QRコードを黒塗り）

（所属業者名が記載されているもの。令和7年12月1日までの取扱いとする。）

（2）健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

（年金事務所が受け付けたことが分かるもの）

（3）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

（4）市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

提出方法

大阪市調達・契約システムに添付する方法により提出すること。※2

（※2　大阪市調達・契約システムで提出できない場合は電話にてご連絡のうえ下記メールアドレス宛に提出すること。）

【ＴＥＬ】　06-6615-7540

【メール】　la0075@city.osaka.lg.jp（エルエー）

※メールで送付いただいた場合は、確認のためお電話にてご連絡ください。

様式1

資本関係・人的関係等に関する調書

令和　　年　　月　　日

大阪市契約担当者　様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。
本調書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

主たる営業所
(又は支店等)
の 所 在 地

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

1　会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について
□　該当するものはありません
□　次のとおりです

親会社等・子会社等の別	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%)［()はうち間接被所有割合］
				(　　)
				(　　)
				(　　)
				(　　)
				(　　)

2　自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について
□　該当するものはありません
□　次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

3　事業協同組合に加入している場合(*4)について
□　該当するものはありません
□　次のとおりです

組合名

(注)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4　電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について
□　該当するものはありません
□　次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

5　自社の者で、他者の大阪市の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について
□　該当するものはありません
□　次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

1　関係する会社は、大阪市入札参加有資格者名簿情報（物品供給・業務委託）に登録の会社について記入すること。

2　各項目において、該当会社が複数ある場合は、全ての該当会社を記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ提出すること。

3　(*1)(*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考2を参照すること。

4　(*3)役員とは、法人の場合は取締役（監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款により業務を執行しない取締役除く）等。（会社更生又は民事再生の手続き中にあってはその管財人を含む。）また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。

5　(*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。

(参考1)

会社法（平成17年法律第86号）

第2条(定義)
一　略
二　略
三　略
三の二　子会社等　次のいずれかに該当する者をいう。
　イ 子会社
　ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
四　略
四の二　親会社等　次のいずれかに該当する者をいう。
　イ 親会社
　ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

親会社、子会社の例

【例示1】

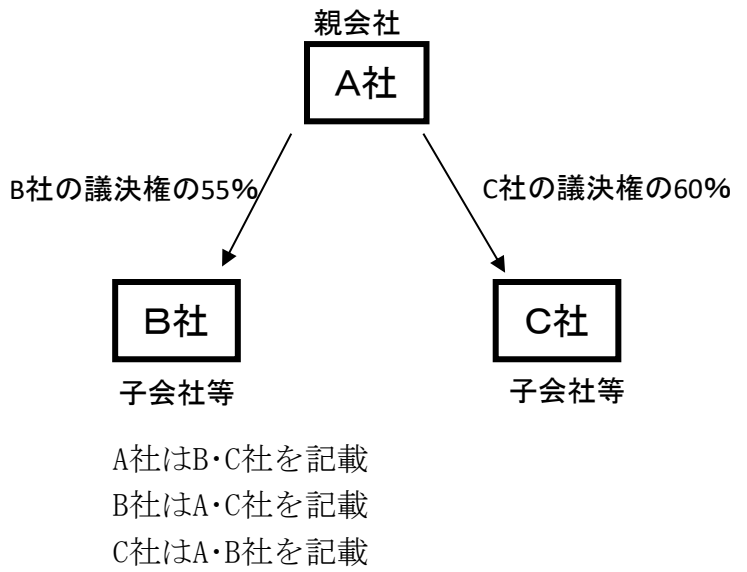

【例示2】

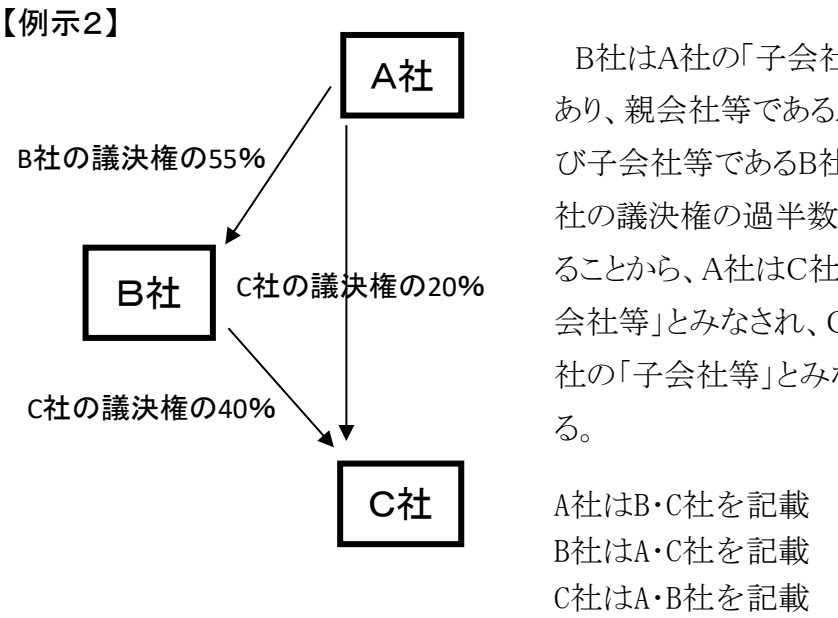

B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

【例示3】

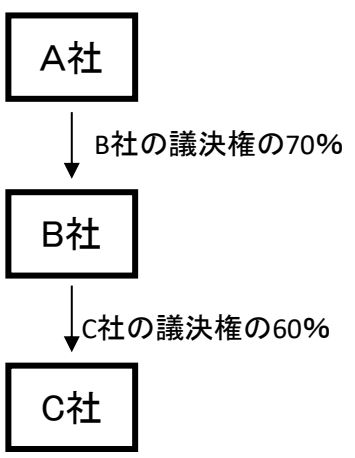

B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

A社はB･C社を記載
B社はA･C社を記載
C社はA･B社を記載

（参考2）

会社法施行規則

第二章　子会社等及び親会社等

（子会社等及び親会社等）

第三条の二　法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

２　法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

３　前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務　又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ　会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ　破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ　その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

(4) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己（自然人であるものに限る。）

(2) 自己の役員

(3) 自己の業務を執行する社員

(4) 自己の使用人

(5) (2)から(4)までに掲げる者であった者

(6) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ　自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（様式２）

【元請負人（契約相手方）用】

誓　　約　　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第７条第１号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第７条第２号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第７条各号に規定する下請負人等が、条例第２条第２号又は規則第３条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪市契約担当者　様

年　　月　　日

所　在　地
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者の氏名

代表者の生年月日　　年　　月　　日生

受 任 者 名

（参　考）

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第８条　市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2)　入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3)　有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4)　公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6)　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7)　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8)　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

２　市長は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

３　市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

記載例

【元請負人（契約相手方）用】

誓　約　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第７条第１号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第７条第２号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第７条各号に規定する下請負人等が、条例第２条第２号又は規則第３条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：

大阪市契約担当者　様

年　　月　　日

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください。

所　在　地
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者の氏名

支店登録の場合は支店名称を記入してください。

代表者の生年月日　　年　　月　　日生

受任者がいる場合は、受任者名を記入してください。

受 任 者 名

（様式3）

入札参加資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

大阪市建設局長　様

大阪市入札参加資格承認番号（　　）
※必ず記入してください

主たる営業所
（又は支店等）
の 所 在 地

商号又は名称

代　表　者
（又は受任者）
役職・氏名

次の業務委託にかかる落札候補者となりましたので、下記のとおり入札参加資格審査資料を提出します。資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ていることを誓約します。

記

1　業務委託の名称

建設局事業所物品運搬業務委託

2　審査資料

(1)「貨物自動車運送事業法」（平成元年12月19日法律第83号）第３条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を有していることが確認できる書類の写し

3　連絡先

所属名
氏　名
電　話　（　　）